

「二一條要求」とアメリカの對應

細谷千博

本稿は、一九一五年の日本のいわゆる對華「二一條要求」に對應してとられた、アメリカ政府の政策についての研究である。⁽¹⁾「二一條要求」が、戰前の中國に對する日本の帝國主義的侵略政策の露骨な表現であり、中國民族の日本帝國主義への抵抗を觸發する上に決定的な意義をなつたことは、ここにあらためて説くまでもない。これまで「二一條要求」の内容、交渉の経緯、あるいはこれをめぐる日本のインナー・ポリティクスなどについては、いくつかの研究がなされており、⁽²⁾ここではもっぱらアメリカの政策が主要な關心の對象となる。⁽³⁾當時、中國に重大な利害關係をもつ列強のうちアメリカ一國のみが、ヨーロッパ大戰の戦火の渦中の外にとどまって、日

華交渉に介入しうる立場にあり、それゆえ、日本の帝國主義的要求に抵抗する中國政府のストラテジーは、アメリカの交渉への干渉を導き出すことにひとつの重點が置かれていた。このように、中國政府から支援への多大の期待を寄せられたアメリカ政府が「二一條要求」をめぐる日華交渉にどのような對應を示すか、この點を以下論ずるわけであるが、このような分析はまた一般に戰前のアメリカの極東政策の特質の理解にひとつの照明をあたえるように思われる。

從來、「二一條要求」に對して、アメリカ政府は、一貫して同一の基本的立場をとつたとする理解が多數であつた。⁽⁴⁾そしてアメリカ政府の基本的立場を表現した、有名な、二つの重要文書——一九一五年三月一三日付の對日ノートと五月一日付の對日ノート——は、いずれも同

(29) 「二一條要求」とアメリカの對應

じ性格をもつものとして把握され、その差異に深く注意が拂われなかつた。⁽⁶⁾ 本稿は、この點に疑問をもち、二つの文書を異つた意義で解釋するとともに、「二一條要求」に對するアメリカの政策が途中で轉換したものであるとの轉換の過程と背景を説明しようとするものである。⁽⁶⁾

同時に、本稿は、アメリカ政府の態度が、日華兩國の政策決定過程に及ぼした作用、さらにこの作用に影響された兩國政府の態度が逆にアメリカの政策決定過程に反作用してゆく、いわば交互作用の構造を、できるだけ説明することをひとつの目的とした。もとより、このような交互作用の構造は複雑であり、たとえば、三國のインナー・ポリティクスについての理解、あるいは他の列強、とくにイギリス政府の影響の検討なくしては、多分にその把握は一面的にならざるをえないが、ここではとも角も、日本の外交文書とアメリカの外交文書を主要な根本資料としつつ、可能なかぎり、交互作用の確定を試みようとする。

(1) 「二一條要求」は、次のごとき内容をもつ。

第一號

第一條 支那國政府ハ獨逸國カ山東省ニ關シ條約其他ニ

依リ支那國ニ對シテ有スル一切ノ權利利益讓與等ノ處分ニ付日本國政府カ獨逸國政府ト協定スヘキ一切ノ事項ヲ承認スヘキコトヲ約ス

第二條 支那國政府ハ山東省若クハ其沿海一帯ノ地又ハ島嶼ヲ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ他國ニ讓與シ又ハ貸與セサルヘキコトヲ約ス

第三條 支那國政府ハ芝罘又ハ龍口ト膠洲灣ヨリ濟南ニ至ル鐵道トヲ聯絡スヘキ鐵道ノ敷設ヲ日本國ニ允許ス

第四條 支那國政府ハ成ヘク速カニ外國人ノ居住及貿易ノ爲自ラ進ンテ山東省ニ於ケル主要都市ヲ開クヘキコトヲ約ス其他ノ點ハ別ニ協定スヘシ

第二號

第一條 兩締約國ハ旅順大連租借期限竝南滿洲及安奉兩鐵道各期限ヲ何レモ更ニ九十九箇年ツツ延長スヘキコトヲ約ス

第二條 日本國臣民ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於テ各種商業上ノ建物ノ建設又ハ耕作ノ爲必要ナル土地ノ貸借權又ハ其所有權ヲ取得スルコトヲ得

第三條 日本國臣民ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於テ自由ニ居住往來シ各種ノ商工業及其他ノ業務ニ從事スルコトヲ得

第四條 支那國政府ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル鑛山ノ探掘權ヲ日本國臣民ニ許與ス其探掘スヘキ鑛山ハ別ニ協定スヘシ

第五條 支那國政府ハ左ノ事項ニ關シテハ豫メ日本國政

府ノ同意ヲ經ヘキコトヲ承諾ス

(一) 南滿洲及東部內蒙古ニ於テ他國人ニ鐵道敷設權ヲ

與ヘ又ハ鐵道敷設ノ爲ニ他國人ヨリ資金ノ供給ヲ仰クコト

(二) 南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル諸稅ヲ擔保トシテ借

款ヲ起スコト

第六條 支那國政府ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル政治

財政軍事ニ關シ顧問教官ヲ要スル場合ニハ必ス先

ツ日本國ニ協議スヘキコトヲ約ス

第七條 支那國政府ハ本條約締結ノ日ヨリ九十九箇年間

日本國ニ吉長鐵道ノ管理經營ヲ委任ス

第三號

第一條 兩締約國ハ將來適當ノ時機ニ於テ漢冶萍公司ヲ

兩國ノ合辦トナスコト並支那國政府ハ日本國政府

ノ同意ナクシテ同公司ニ屬スル一切ノ權利財產ヲ

自ラ處分シ又ハ同公司ヲシテ處分セシメサルヘキ

コトヲ約ス

第二條 支那國政府ハ漢冶萍公司ニ屬スル諸鑛山附近ニ

於ケル鑛山ニ付テハ同公司ノ承諾ナクシテ之ヲ採

掘ヲ同公司以外ノモノニ許可セサルヘキコト並其

他直接間接同公司ニ影響ヲ及ホスヘキ虞アル措置

第四號

ヲ執ラントスル場合ニハ先ツ同公司ノ同意ヲ經ヘ

キコトヲ約ス

支那國政府ハ支那國沿岸ノ港灣及島嶼ヲ他國ニ讓
與シ若クハ貸與セサルヘキコトヲ約ス

第五號

一、中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本
人ヲ傭聘セシムルコト

二、支那內地ニ於ケル日本ノ病院寺院及學校ニ對シテハ
其土地所有權ヲ認ムルコト

三、從來日支間ニ警察事故ノ發生ヲ見ルコト多ク不快ナ
ル論争ヲ醸シタルコトモ尠カラサルニ付此際必要ノ地

方ニ於ケル警察ヲ日支合同トシ又ハ此等地方ニ於ケル
支那警察官廳ニ多數ノ日本人ヲ傭聘セシメ以テ一面支

那警察機關ノ刷新確立ヲ圖ルニ資スルコト

四、日本ヨリ一定ノ數量(例ヘハ支那政府所要兵器ノ半
數)以上ノ兵器ヲ仰キ又ハ支那ニ日支合辦ノ兵器廠ヲ

設立シ日本ヨリ技師及材料ノ供給ヲ仰クコト

五、武昌ト九江南昌線トヲ聯絡スル鐵道及南昌杭州間、
南昌潮州間鐵道敷設權ヲ日本ニ許與スルコト

六、福建省ニ於ケル鐵道、鑛山、港灣ノ設備(造船所ヲ
含ム)ニ關シ外國資本ヲ要スル場合ニハ先ツ日本ニ協

議スヘキコト

七、支那ニ於ケル本邦人ノ布教權ヲ認ムルコト

(2) わが國での最近の研究として、たとえば堀川武夫「極
東國際政治史序説——二十一箇條要求の研究——」、昭・

三三。

(3) このような關心を示すものに石田教授の最近の論文が

(31) 「二一條要求」とアメリカの對應

ある。石田榮雄「對華二十一箇條問題と列國の態度」、國際
法外交雜誌、第五八卷(昭・三四)、第四號。及び「二一條
條問題と列國の抵抗——米國との關係——」季刊國際政
治、日本外交史研究、大正時代、昭・三三。

(4) このような立場をとる學者の中に、アメリカの政策は
一貫して「二一條要求」に反對であるとする理解を示すも
の(堀川、前掲書。石田、前掲論文。信天清三郎「近代日
本外交史、昭・一七、二二—二四頁。LaFargue, F.
E., China and the World War, 1937, Chapter III
など)と一貫して容認であるとの見解を示すもの(Clyde,
P. H., International Rivalries in Manchuria, 1689—
1922, 1928, Chapter XI. ヌラヌはマリーナの見解を踏
襲したものを。Treat. P. J., "Our Asiatic Nei-
ghbors," Washington Historical Quarterly, Vol. XVII,
No. 2, April, 1926—Clyde, op. cit., pp. 249—250. に
引用——)がある。

(5) この場合「二」のノートをいずれも「抗議」としての
意義で把握する主張(たとえば、石田氏)と「いづれか一
方の存在を強調して、他を無視する見方とがある(たとえ
ばクライド)。

(6) このような見方はすでに松本忠雄「近世日本外交史研
究」昭・一七、第三章、あるいは Griswold, A. W., The
Far Eastern Policy of the United States, 1938, pp.
185—197. にとられている。ただしアメリカの政策の轉換
の過程と背景については充分の説明がなされていない。たと

えば、松本氏は、「米國政府の態度が豹變した」ことをいう
が、その原因については、「その背後の關係者が何であるか。
尙其間に支那政府側の策動があったかどうかは、之を知る
に足るべき資料が無い」として、その探究を放棄している
(松本、前掲書、二三七頁)。

二

日本の要求が過大でも、中國の讓歩が過小
でも、外交精神は生れえない。

ブライアン

第一次大戰の發生を好機に、中國大陸への帝國主義政
策の強化・擴大を企圖した大隈(重信)内閣は、一九一
五年一月八日、「二一條要求」を日置(益)駐華公使を
して、袁世凱中國大總統に提出せしめた。中國政府は、
日本の要求が豫想をこえて廣汎かつ苛酷の内容であり、
利權の擴大のみならず勢力範圍の設定の承認、さらに内
政への干渉を意味するものであることを知ったとき、當
然あらゆる手段に訴えて抵抗を決議する。とくに效果的
なストラテジーとして重視したのは中國に利害關係をも
つ列強とくにアメリカの干渉を誘致して、その力をかり
て日本政府の意圖を挫折せしめんとするものであった。

したがって、交渉嚴秘についての日置公使の嚴重な申入れにもかかわらず、すでに一月二二日、中國政府は、ひそかに一高官を通じて、北京駐在のラインシュ・Reinseher (1) アメリカ公使に「二一條要求」についての情報(2)を洩らし、それはただちにワシントンの國務省に傳達されたのである。これ以後、ラインシュと中國政府とのコミュニケーションは緊密であり、ラインシュが抵抗のストラテジーについて獻策する一方、交渉の経過については、中國政府は、しばしば自國に有利な潤色をほどこした詳細な情報をラインシュに傳えたのである。

そこで、ラインシュは、國務省宛の電報の中で、「中國の獨立と西歐諸國の機會均等が危殆に瀕している」點を繰返し強調して、政府の適切な對策をもとめる。しかしながら、ラインシュの電報は、アメリカの政策決定者に期待した反應を喚起しなかつた。それは、彼らにとつて日華交渉をめぐる情勢はラインシュのごとく一義的にとらえられず、とくに「第五號」要求の存在、内容についての情報の矛盾から、未だ明確な態度を決定すべき時期にあらずとされたからである。

日本政府は、最初この問題について沈黙を守るが、二

月八日初めて、アメリカ政府に珍田(捨巳)駐米大使を通じて、日華交渉についての公式通告を行った。しかしこの場合手交した覺書中から「第五號」の記載を省き、一一條の要求内容のみをしるした。これに對し、北京からの報道は、日本の要求が一層廣汎で、中國の主權を侵害するものであることを傳え、ことにラインシュは、二月一五日、日本政府の覺書にコメントを加え、「それは要求のごく一部をしるしたにすぎず……他に危険な、排他的な條項」が存在する點、國務省の注意を促した。この事態に、中國政府も、日本政府による「第五號」秘匿の事實を暴露する目的をもって、二月一八日、駐米公使をして國務省に、「二一條要求」の全文を正式に通告せしめたのである。

これらの情報は、當然、「第五號」の存否についてアメリカの政策決定者の判斷を困難にした。ところでこの場合、ブライアン William J. Bryan 國務長官は、これら矛盾した情報を検討するにあたり、北京からの情報を精密度の低いものとして、珍田大使の言明により高い信頼を見せるが、彼のこの態度は注目に値する。すなわち、ブライアンは、二月一六日、珍田大使と會見して「第五

號」の存在について質問するが、「覺書には一切包括されてゐること疑いない」とする珍田の斷言をうけたとき、彼は完全な満足を見せた。⁽⁹⁾こえて一九日——中國政府から「二一條要求」をしるすノートをつけとつた翌日——ラインシュ宛に電報して、「第五號」にのべられてゐる要求は、中國政府の反對をうけてすでに撤回され、日本の覺書が國務省に手交された際は、もはや存在しなかつたものと、われわれは推定してゐる」としるし⁽¹⁰⁾、ラインシュに多大な失望をもたらしたのである。⁽¹¹⁾

このブライアンの推定はしかしながら、ただちに覆され、珍田への信頼は裏切られることとなる。日本政府は、「第五號」をめぐる内外の論議の高まりに最初の方針を變更し、二月二日、加藤(高明)外相は、ガスリー George Guthrie 駐日米大使と會見、初めて「第五號」の存在を肯定した。それとともに以前の覺書中よりこれを省いた理由を、「第五號」は《要望 requests》であり、他の條項が《要求 demands》であるのとはカテゴリーを異にするからであると、釋明した。とも角、この加藤外相の言明により、ブライアンの推測は崩れるとともに、アメリカの政策決定者にとって情勢はようやく明確

なものとして把握されはじめ、行動選擇の必要が意識せられるにいたるのである。

(1) Reinsch, Paul S., An American Diplomat in China, 1922, p. 131.

(2) 一九一五年一月二三日、ラインシュ公使發、ブライマン國務長官宛電報。The United States, Department of the State, Papers Relating to the Foreign Relations of the United States (以下、U. S., Foreign Relations と略す) 1915, 1924, p. 79.

(3) Reinsch, op. cit., pp. 132—134. ラインシュは「この日華交渉において、「國務省の公式の代表であると同時に中國政府の非公式の友人かつ助言者」という二重の役割を演じたのである (Griswold, op. cit., p. 191.)」。

(4) たとえば、一月二四日、二月一〇日のラインシュ發、ブライマン宛電報。U. S., Foreign Relations, 1915, pp. 80, 85—87.

(5) Ibid., pp. 83—84.

(6) 堀川、前掲書、一六七—一六九頁。

(7) 二月一日、ラインシュ發、ブライマン宛電報。U. S., Foreign Relations, 1915, pp. 88—89.

(8) Ibid., pp. 93—95. その内容が「さくひかの點と歪曲誇張されてゐた」(堀川、前掲書、一七〇—一七一頁)。

(9) 二月一六日、國務省覺書。U. S., Foreign Relations, 1915, p. 92.

(10) 二月九日、ブライアン發、ライニンシュ宛電報。Ibid., p. 95.

(11) Reinsch, op. cit., p. 136

(12) 二月二一日、ガスリー大使發、ブライアン宛電報。

Ibid., p. 96. なお、加藤外相は、日置公使宛訓令で、「要求」は、「有ラウル手段ヲ盡シテ是非共之カ貫徹ヲ圖ルヘキ極メテ鞏固ナル決心」をもつもの、一方、「要望」は、「其實行ヲ勸告」し、「成ヘク我方希望ヲ實現」せんとするものと、兩者を區別した(外務省編、日本外交年表並主要文書、上、昭・三〇、三八二頁)。また、加藤外相は、三月二〇日、ガスリー大使に、兩者の區別を説明して、「要望」は、「日本がその實現を欲するものであるが、力によってその受諾を強要しようとは思つてゐない」と、の
 Payne (U. S., Foreign Relations, 1915, pp. 115)。

「第五號」を《要望》として中國政府に提出したことを確認する日本政府の公式の言明がワシントンに傳えられると、これにブライアン國務長官は敏速な反應を示し、二月二二日、ウィルソン Woodrow Wilson 大統領にあって、その意見をしたためる。そこには、「第五號」の要求は、「中國の政治的統一を脅かし、各國への機會均等の原則に違背する」點にかんがみ、アメリカ政府としてはこれに反對意思を表示すべき旨の意見が明確に示されて

いた。同時に——この點がとくにこの場合われわれの注意をひくのだが——ブライアンは、「確信をもつていうわけではないが、中國は、滿洲以外の地域で自由を確保しうることを條件に、滿洲を日本に讓渡するのが賢明なのではなからうか」と、日華紛争の根本的解決についての構想に觸れたのであった。⁽¹⁾

元來、ブライアンは、ウィルソンとともに平和と正義の實現を旗幟にかかげ、「使徒外交 Missionary Diplomacy」を實踐したとされる。⁽²⁾ たしかにアイディアリスティックな要因が外交政策を規定する面が大きかった點で、兩者の實踐しようとした外交政策には共通したものがあつた。しかしブライアンにおいては、ウィルソンが正義、あるいはデモクラシーの實現を外交目標として重視していたのに對し、むしろ國際平和の維持・達成に一層の力點をおいていたと見ることが出来る。國際紛争の合理的手段による平和的解決に對しては、ブライアンは當時の他の革新主義者とその強い信念を等しくしていた。そしてこの信念にもとづいて、ブライアンは國務長官就任以來すでに一九一四年末までの間に、三〇に及ぶ「調停條約」を各國政府と締結し、一切の國際紛争を仲裁裁

判もしくは調停の手續きを通じて解決することを約したのであった。ブライアンは、ウィルソンに比較するとき、一層平和主義者であり、そのために彼の政策は宥和的性格をおびていたと見ることができよう。兩者の立場の差違は、やがてルシタニア Lusitania 號撃沈問題をめぐる意見の衝突からブライアンの辭職（一九一五年六月）となり、さらにブライアンの指導のもとに、參戰準備に對するウィルソンの政策に反對する一派の民主黨内部における形成へと發展する。

さて、「二一條要求」に端を發した日華紛争に直面したブライアンは、當然その基本理念に導かれて極東における平和の確保を望み、そのために日華兩國は互讓の精神にもとづいて和解し、紛争を平和的に解決すべきものと考え、この場合、アメリカ外交は、この和解實現を容易にすべく、調停者の役割を演ずることがふさわしいとしたのである。

このような、日本の帝國主義的な勢力擴大の企圖に對するブライアンの宥和的態度は、やがてウィルソンに對し、

「日本の要求が過大でも、中國の讓歩が過小でも、友

交精神は生れえない。」⁽³⁾
あるいは、

「この極東の紛争で最も自分を悩ますのは、雙方に猜疑心のあることである。それが平和の保障を妨げている。日華兩國は隣邦たるべき運命をもっており、互に遇するに友誼精神をもってするのでなければ、重大な確執を避けるすべをもたない。」

として、表明されたのである。⁽⁴⁾そして、南滿洲、東部内蒙古に對する日本の要求は、ブライアンの觀點からは合理的なものとして是認され、これに對する中國政府の讓歩が望まれるとともに、他方、「第五號」の要求はこれを過大として、抑制されねばならぬとみなしたのである。

そこでアメリカ政府としては、この合理的な一線において兩國の妥協を促進することこそ、この事態において追求すべき合目的な政策目標であると、ブライアンによって判斷されたのである。

ところで、南滿洲、東部内蒙古の「特殊地域」化の承認を通じて、紛争の平和的解決を意圖したブライアンの構想は、國務省の他の政策決定者、ランシング Robert Lansing 顧問とウィリアムズ Edward T. Williams 極

東部長によって支持された。ただし、この兩者において、構想は、ブライアンとは別箇の觀點、すなわちナシヨナル・インタレストと結びつく極めてリアリスティックな觀點にもとづいて支持されていた點に、われわれの注意は拂われねばならない。それは、一九一三年のカリフォルニアの日本人土地所有禁止法の制定以來尖鋭化していた日米關係を、中國の領土の犠牲において好轉せしめようとするものであった。具體的には、日本の滿蒙への要求を容認することと交換に、日本政府をしてカリフォルニア土地法への反對を撤回せしめ、かくて問題を解決しようとするものであり、それは最初ウィリアムズが發想し、ついでランシングがこれを繼承、發展したものであった。ランシングは、日本政府が、(1)アメリカの土地所有法に異論を唱えない、(2)日本が特殊利益をもつ地域においても、門戸開放の原理を再確認し、他國の商業上の活動に差別待遇をあたえない、ことを條件に、アメリカ政府は、「南滿洲、山東にかんする異論の餘地ない條約上の權利の主張を差控えるべし」と、ブライアンにその見解を披瀝する。

アメリカ政府が、「二一條要求」をめぐる日華交渉に對

して、公式の態度を外部に表示したのは、三月一日、ブライアンが珍田大使に手交した長文のノートであるが、それは、以上見たようなブライアンの基本的態度と、ランシング、ウィリアムズらの日米關係打開へのひそかな配慮にもとづいて作成されたものに他ならなかったのである。

三月一三日のノートは、二つの點で、アメリカ政府の基本的見解を明らかにした。第一は、「第五號」の《要望》については、そのうち次の四ヶ條を承服しがたいとした點。

- (1) 政治、財政、軍事顧問として有力な日本人の傭聘を中國政府に求める第一條。
- (2) 必要な地方における警察を日華合同とするよう提議する第三條。
- (3) 兵器の購入を日本からのみに局限せんとする第四條。

(4) 福建省の經濟的開發の獨占を企圖する第六條。

第二は、山東、南滿洲及び東蒙古に對する日本の《要求》に對しては、反對しないとした點である。すなわち、ノートは次のようにのべた。

「米國は、山東、南滿洲及び東蒙古にかんする日本の《要求》に對しては、反對をなすべき根據があるが、米國は、領土の隣接により日本と右地方間に特殊の關係の存在することを率直に認め、このさいは日本の提案の第一號及び第二號に關しては、何ら問題を提起しないこととした。」⁽⁷⁾ (傍點は筆者)

このように、三月、國務省の決定した政策は、日華兩國政府を互讓の精神で妥協せしめんとするものであり、右のノートは、兩國妥協の基本的方式を示すものであった。⁽⁸⁾ このように見るとき、このノートは、單なる「抗議」としての意義で理解されるべきではなく、それはむしろ本質において、いわば一種の居中調停案の提示としての意義で把握されるべきであろう。したがって、このノートの趣旨にそつて、日本政府が「第五號」の《要望》を撤回し、一方、中國政府が讓歩を拒否するときは、次の措置として、ブライアンは、中國政府への勸告を試みたであらうことも豫想されるのである。

とも角、このノートにおいて、アメリカ政府が、南滿洲、東部内蒙古に對する日本の「特殊關係」を承認したことの歴史的意義は、高く評價されねばならない。それ

は、一九〇九年の滿洲鐵道中立化案、さらに一九一一年の四國借款團の成立に見られた、アメリカの極東政策の變更、後退を意味する⁽⁹⁾とともに、これら地域に排他的支配權を樹立せんとする日本の帝國主義的計畫が一階梯前進したことを意味した。かくて、日本がこれら地域にもつ「特殊關係」は、すでにロシア、フランス、イギリスの承認をえていたが、⁽¹⁰⁾ 今またアメリカの承認を加えることにより、日本外交は、日露戰爭以來のひとつの重要目標を達成したかに見えたのである。

- (1) 二月二日、ブライアンからウィルソン宛。U. S. Foreign Relations, The Lansing Papers, 1914—1920. (以下 Lansing Papers を略す) II, 1940; pp. 405—407.
- (2) たゞ Link, Arthur S., Woodrow Wilson and the Progressive Era, 1910—1917, Chap. 4. 參照。
- (3) 三月二五日、ブライアンからウィルソン宛。Lansing Papers, II, 413.
- (4) 四月六日、ブライアンからウィルソン宛。Ibid., p. 415.
- (5) 二月二六日、ウィリアムズからブライアン宛。Curry, Roy W., Woodrow Wilson and Far Eastern Policy, 1913—1921, 1957, p. 117.
- (6) 三月一日、ランシングからブライアン宛。Lansing

Papers, II, 407—409.

(7) U. S., Foreign Relations, 1915, pp. 105—111. なお邦譯については、外務省編、日本外交年表、上、三九五—四〇一頁。

(8) ラインシュ自身は、このような意義をこのノートに付與した (Reinsch, op. cit., p. 139)。

(9) Griswold, op. cit., pp. 192—193.

(10) LaFargue, op. cit., p. 34.

III

われわれは、實際可能なあらゆる方法を試みて、中國の擁護にあたらねばならない。

ウィルソン

日本の「二一條要求」に、アメリカ國務省が宥和政策で對應し、調停的任務を自らに課していたとき、これとは別箇の判断の基準に立ち、異なる政策のコースを考慮していたウィルソン大統領が存在していたことに、ここでわれわれの注意は向けられねばならない。元來、ウィルソンにとって外交政策の目標は、普遍的道義の實現、あるいは法的規範の擁護でなければならず、極東政策の場合、道義と法は、中國の主權擁護、領土保全、門戶開放原則

と機會均等主義の維持としてより具體的に描かれていた。ウィルソンの觀點から見るとき、中國政府に不利な情勢に乗じて、これに苛酷な讓歩を強要する日本政府の行動は道義的非難に値し、したがって不當な要求に抵抗する中國政府には當然國際的支援があたえられるべきであった。アメリカの政策は、妥協の勧告や不正の容認であつてはならず、正義を代表する側を支持すべきものとされたのである。

二月上旬、日華交渉をめぐる情勢がワシントンでは未だ明確でなかつた際、ウィルソンは、すでに慎重な發言ながら、中國に好意的態度をラインシュ宛に示したのである。

「私の考えでは、目下の交渉に際して、中國に直接助言したり、中國側に立って直接紛争に介入したりするのは、中國に害をあたえることになる。……私は慎重な友人 prudent friend としての役割りをつとめようと思う。……目下は、私は事態を注視しているが、賢明とあれば、いつでも介入する用意をもつ。」

二月から三月にかけて、ウィルソンは極東の事態を「注視」していた。そして、この時期においては、日華

紛争に對處すべきアメリカの政策の形成過程で、政策決定者内部のリーダーシップはブライアンがもっていたと見ることができよう。ウィルソンは最初、日本政府から「第五號」についての正式通告をうけたとき、對日回答をもっぱら「第五號」への反對という形で考慮していた。⁽²⁾ 回答が最後に三月一三日のノートとして、南滿洲、東部内蒙古に對する日本の「要求」の容認をも同時に包含する内容をそなえた點、それが主として國務省の觀點にもとづいて作成されたものであったことが知られる。ウィルソンは、ノートに對して最終的承認をあたえはしたものの、⁽³⁾ それはむしろ消極的ともいふべき同意であつたろう。

さて、三月が四月になると、極東政策の決定過程におけるリーダーシップは、ブライアンからウィルソンに移行する。そして、この移行過程で、日中兩國政府の外交・宣傳活動が、ひとつの重要な作用をいとむのである。

加藤外相は、三月一三日のノートのもつ全體の穩健な調子に、アメリカ政府の宥和的態度を發見し、交渉の前途を樂觀する。つづいて、外相のもとには、あるいはガスリー大使との會見を通じ、あるいは珍田大使の報告と

して、「第五號」に對するアメリカの反對態度は、妥協の可能性を包含していることを伝える情報もたらされる。⁽⁴⁾ そこで三月三〇日、外相は日置公使に打電した。「以上ノ諸問題(アメリカ政府の反對した第五號の四條項一筆者)ニ付テハ米國政府ニ於テモ左シテ重キヲ措カサルモノノ如ク察セラル」と。

日置公使が、中國外交總長陸徵祥との交渉において、「第五號」問題の具體的討議に入るのは三月末のことである。討議にのぞんだ日置公使は、「第五號各項が單ニ勸告若ハ希望條件トシテ支那政府ニ申入レラレタル事情アルニ拘ハラズ日夜精勵是レ努メ其論議ノ如キモ最微細ノ點ニ迄立入り忌憚ナキ意見ヲ闘ハシ極力支那側ノ反省ヲ促スニ努メ」(筆點は)る態度でこれにあたり、「何等カノ形ニ於テ協定ヲ逐ケサレハ止マサル方針」を陸總長に「強硬ニ言明シ」ていたのである。⁽⁵⁾ このように交渉の場で日置公使が、「第五號」を單なる「要望」として扱わず、他の各號同様、「要求」として、その貫徹に努力している一方、三月中旬以來、日本陸軍の滿洲、山東方面での増強は著しかった。それは、交渉全般の速かな進捗を企圖した日本政府が、既定方針にもとづいて「威壓のストラテジー」を實行したものに他ならなかったが、増兵

は、「第五號」の交渉と時期を同じくし、恰も日本政府は軍事力の威嚇を背景に、「第五號」の要求貫徹を意圖しているかのごとき印象を一般にあたえたのである。⁽⁹⁾

さて、日本政府の威壓のストラテジーと日置公使の強硬態度により、中國政府は困難な立場にたつ。と同時に、中國政府はこの事態に、アメリカの交渉への積極的介入をひき出すべき好機の到来を見出したのである。まず、日置公使の交渉態度を巧妙にこの目的に利用する。中國政府から情報を受けたラインシュは、日置公使の折衝ぶりを本國に伝え、たとえば加藤外相の言明にもかかわらず、日置公使は「第五號」を《要求》として扱っていること、⁽¹⁰⁾しかもその受諾を「高壓的態度 peremptory manner」で迫っていること、またアメリカ政府の申入れを無視して「兵器の半數を日本から購入すべき」旨要求していることなど、ワシントンに報告する。⁽¹¹⁾

日本軍の増強と「第五號」の交渉についての、以上のような情報は、ウィルソンをして日本政府の態度に強い不信感を抱かしめ、中國への同情的立場に一層傾かしめたであろうと考えられる。彼は元來、「禮讓、善意、それに自由な話し合い」をもって外交交渉の理念としてお

り⁽¹²⁾ ラインシュの傳えた日本政府の外交交渉の進め方——暴力による威嚇、詐術の使用——に鋭い反撥を感じたことは疑ない。

アメリカの政策を轉換させるべき中國政府の工作はまた、中國在住のアメリカ人有力者——宣教師、大學教授など——の連署による中國援助のアピールの形態をとる。⁽¹³⁾それは、ウィルソンの道義感覺に訴えるべく作成され、四月八日、中國政府の資金によりワシントンに打電を見た。⁽¹⁴⁾

このように中國政府は、ウィルソンをして宥和政策を離脱せしむべく、彼の心理的特性の考量にもとづいて、執拗な働きかけを行っていた。とくに、中國政府がウィルソンに求めたのは、アメリカ政府による中國の事態への積極的關心と同情的立場の表明であり、それは中國政府及び國民を孤立感から救い、日本の侵略政策への抵抗の意思を鼓舞するものと考えられた。三月二三日、ラインシュとの會見において、袁大總統はこの點を強調、日本の官邊はしばしば、「二一條要求」はすでにアメリカ政府の容認済みであると言明している點を訴え、この點を打消すため、アメリカ政府は、「條約、政策もしくは慣習

(41) 「二一條要求」とアメリカの對應

によってアメリカにとって利害關係のある權益に影響する場合、事態はその干與なくしては審議しえない」旨、聲明するよう要望したのである。⁽¹⁵⁾北京からの新聞報道は、さらに「二一條要求」へのアメリカの同意についての大隈首相談を傳えてきた。⁽¹⁶⁾

このような北京からの情報に、ウィルソンは、アメリカ政府の立場を辯明し、その道義的關心を表明し、日本の帝國主義政策への反對の立場を放棄したとする印象を拂拭し、さらに中國政府及び國民に精神的支持をあたえる必要を意識することになる。

- (1) 二月八日、ウィルソンからライニンシュ宛。Reinsch, op. cit., p. 137; Curry, op. cit., pp. 115—116.
- (2) 二月二五日、ウィルソンからブライアン宛。Lansing Papers, II, 407. 三月一〇日、ウィルソンからブライアン宛。Ibid., p. 409.
- (3) 三月一二日、ウィルソンはノートの發送について承認をあたえてくる。Ibid.
- (4) 「福建」問題については、中國政府がいずれの國にも海軍根據地、貯炭所などのコンセッションをあたえないことを約束するとき、アメリカ政府はこれを承認するとブライアンがのべたことで、日米間にはただちに了解が成立し、また「警察合同」問題についても、地域を南滿州、東部内蒙

古に制限することで認めようとするブライアンの主張で、これも妥協が容易であった。「顧問問題」と「武器供給」問題についても、ブライアンはこれに絶対反對を唱えるものでなく、日本による機會均等の原則の承認を主眼とするものであった(三月二六日、ブライアンからガスリー宛電報。Lansing Papers, II, 414. また三月二七日のブライアンとの會見の様様を報じた珍田の電報。三月二八日、珍田發加藤外相宛一〇三號)。

- (5) 三月三〇日、加藤外相發日置公使宛、二〇三號(外務省記録、二十一條問題、二)。
 - (6) 四月一四日、日置公使發、加藤外相宛、一九三號(外務省記録、日置公使來電、二)。
 - (7) 四月一日、日置公使發、加藤外相宛、一八八號(外務省記録、日置公使、來電、二)。
 - (8) すなわち、一九一四年二月三日、日置公使は加藤外相に意見書を提出して、その中で對華要求實現の方法として「相當ノ誘引條件ト萬一ノ場合ニ加フヘキ威壓手段」について「特別の考慮」を拂うよう具申するところがあったが(外務省記録、二十一條問題、一)、三月五日、交渉の停滞状況に、加藤外相は、威壓のストラテジーの實行について決定を見たことを、日置公使に告げた。
- それは滿州駐屯師團、山東守備軍が交代の時期であることを利用して後任部隊の進發の時期を早める一方、現部隊の歸還の時期を延引して、その兵力の倍増をはかるものであった(三月五日、加藤外相發、日置公使宛、一三四號)。

外務省記録、二十一條問題、一)。

(9) 北京では、三月末すでに武力を背景とする最後通牒の近いことが豫測されていた(三月三十一日、ラインシュニッ發、ブライアン宛電報、U. S. Foreign Relations, 1915, p. 118)。

(10) 四月二日及び五日、ラインシュニッ發、ブライアン宛電報。Ibid., p. 118—119.

(11) 四月七日、ラインシュニッ發、ブライアン宛電報。Ibid., p. 124.

(12) Link, Arthur S., Wilson, the Diplomatist, 1957, p. 18.

(13) それは「名譽の點、國家利益の點、いずれにかんがみても、西歐の最大の共和國は、東洋の偉大な共和國の危急存亡のときにあたり正義を確保すべく、その擁護に立ち上るべきである」との趣旨のものであった。

(14) このアビールの電報料——七〇〇〇ドルを超える——も、またUPのニュースの費用も、中國政府がこれを負擔していたことが、後に判明した(Ibid., p. 122)。

(15) Reinsch, op. cit. pp. 138—139.

(16) 四月一日、ウィルソンからブライアン宛。Lansing Papers, II, 416—417. この大隈談と云うのは、おそらく大隈首相の選舉遊説中の車中談として、三月十八日の大阪朝日が、「歐米諸國へハ友誼的ニ説明ヲ與ヘテ置ヒタノデ總テ我政府ノ眞意ヲ諒トシ米國政府ナドモ全然贊同ノ意ヲ表シ居リ吳レル」と報じたものを、北京の新聞が轉載したも

のであろう(三月二一日、加藤外相發、珍田大使宛、四四號。外務省記録、二十一條問題、二)。

四月一日、ウィルソンはブライアンに二つの指示をあたえる。ひとつは、「日本政府が『要望』の受諾を中國政府に強要しているとの報に、アメリカ政府がもつ重大な關心」を珍田大使に告げるべしとする點であり、他は、「アメリカ政府が日本の要求のいずれかを承認したとの報は事實に反する」ことを強調し、次の趣旨でアメリカ政府の意向を、非公式に中國政府に申入れるよう、ラインシュニッ公使に訓電すべしとした點であつた。

「アメリカ政府は、中國にもつ條約上の權利のいずれをも放棄したことはなく、また中國の産業的・政治的福祉にかかわるすべての事柄にもつ友交的關心は、これを寸分たりとも減小せしめたことはない。目下の交渉が、アメリカの權利、義務に影響をあたえず、その利益を侵害するものでない點を、確信をもつて期待しつつ、交渉の結果を待つものである。」

これは、日華交渉開始以來、初めて直接に中國政府に傳えられたアメリカ政府の意思であり、袁世凱の要望にそつて、中國政府の抵抗意思の強化をはかるため精神的

支持の手をさしのべたものに他ならなかった。

ウィルソンは、もはや「慎重な友人」としての役割りに甘んずることなく、中國の擁護者として振舞い、日本の要求を阻止するため交渉へ介入する可能性のあることを示唆した。つづいて四月一六日、ウィルソンは、ブライアンにその意圖を一層明確に傳えた。

「われわれは、實際可能なあらゆる方法を試みて、中國の擁護にあたらねばならないと、私は確信する。……日本の要求にしても、あるいは要望にしても、これを合理的なものとして容認するがとき印象をあたえることには、今後嚴に慎重でなければならぬ。」⁽³⁾ (傍點者)

かくて、宥和政策を志向するブライアン・ラインと、これに反對するウィルソン・ラインとの分裂は明らかであった。そこで四月中旬、極東政策の形成にウィルソンが積極的干渉を試みるとともに、三月一三日のノートが示した、對日宥和政策は否定されねばならなかった。これ以後、日華交渉にのぞむアメリカ外交は、その基本目標を、居中調停による和解から中國支持へと轉換してゆく。

アメリカの新しい方針を示したラインシュの申入れ

は、即刻、中國政府の交渉態度に際立った反應をひきおこす。それはまず、陸總長の發言の突然の變化としてあらわれた。四月一五日の會議の席上、陸總長は、東部内蒙古と南滿洲を一體として處理すべしとする日本側の強硬な主張をやむなく容れて、東部内蒙古について、「第五號」の撤回を交換條件に、「日本國ノ希望セラルル様考慮スヘシ」とのべたが、ラインシュの申入れに接すると、一七日の會議で、前言を翻して、「第五號」は「東部内蒙古問題ト交換的ニ解決スヘキ性質ノモノニアラス」、そして東部内蒙古については「何等ノ約束ヲナシエス」として、その態度を硬化、最初の立場に復歸したのである。⁽⁵⁾

この陸總長の非妥協的態度は、中國政府の交渉にのぞむ基本的方針の變化を物語るものに他ならなかった。

事態の變化は、日置公使によってただちに感得される。

日置は、陸總長の態度の變化が一時的なものでなく、中國政府の「如何ナル形式ヲ以テスルモ絶對的ニ我希望ニ應セサル決心」に發していることを正しく觀測し、この決心の背後にアメリカ政府の通告がある事情について情報を入手していたのである。したがって、日置はこれ以

上交渉を重ねても無駄であること、もはや「各號」ニ對スル具體的協定案ヲ提出シ最後ノ決心ヲ示シテ之ヲ押付ケ急速解決ヲ圖ル⁽⁸⁾べき「時機」が到來したものととして、その意見を加藤外相に具申する。

かくて、日本政府にとつて交渉に不利な國外情勢が次第に發展するかに見えてきた。加えて、國內面でも、荏苒交渉の遷延を許さぬ情勢の出現が傳えられていた。交渉三月をこえて、所期の目的を達しない政府に對し、これを非難し、對華強硬政策をもとめる聲は次第に高まりつつあった。⁽⁹⁾政黨のこの問題をめぐる動きもようやく活潑化していった。ここにおいて、交渉を早急に終結せしめる必要は、政策決定者にとり強く意識されはじめるのである。

かくて、加藤外相は、日置公使に訓電、四月二六日の會議で、「最終的修正案」を提出せしめ、交渉の圓滿解決への最後の努力を試みせしめる。それは、「第五號」、東部内蒙古問題について要求を緩和し、加えて膠洲灣の還付を最後の切札として提示したものであった。⁽¹⁰⁾この日本の「最終的修正案」は、しかしながら、五月一日の中國政府の回答によって、解決の基礎となりえぬことが明らか

にされた。⁽¹¹⁾中國政府は、この時期に、交渉に對するアメリカ政府の積極的干渉の可能性について、一層その確信を深め、もはや讓歩の必要を見なかつたのである。

中國政府の非妥協的態度に直面して、五月三日、日本政府はついに最後通牒の手段に訴えて、「二一條要求」を貫徹すべき旨の閣議決定を行った。ところが、この決定に對しては、まず國內において、山縣有朋をはじめとする元老より強い異議が出された。五月四日、政府・元老共同會議が開かれるが、この席上元老は、「要望」であるべき「第五號」をも含め、「二一條要求」全體を最後通牒形式とする點に反對の意向を示した。⁽¹²⁾それは、「第五號」を最後通牒として受諾を要求することにより、米英など列強の不信を買い、國際的孤立に陥ることを恐れ、さらには、國際的干渉行動を誘發する危険を顧慮したものに他ならなかつた。⁽¹³⁾元老は政策形成過程で國際的要因を重視する傾向を強くしていたが、この共同會議においても、たとえば山縣は、「此際列國の意をも充分に疏通し、内密の注意を要するのみならず、國家百年の前途を考へ、信を列強に失せざるを要す」⁽¹⁴⁾點を強調、政府の決定に厳しい批判を加えたのである。⁽¹⁵⁾

元老の反對態度にかんがみて、政府は最後通牒案の再検討を餘儀なくされる。ところで、この時点において、政府のもとには英米兩國政府の反應をしめす二つの重要な情報が到着した。ひとつは、「第五號」問題で日華兩國間に武力衝突の發生を見た場合、「かくて生じた事態は、イギリスの輿論の前で、日英同盟の規定と調和せしめることが困難であろう」として、日本の過激行動へのイギリス政府の反對を明かにした、グレイ Edward Grey⁽¹⁸⁾ 外相からの通告であった。他は、日本の行動を抑制するため、「惡質な企圖 malignant attempts」がワシントンで進められているとの情報であり、この「惡質な企圖」は四國共同干渉の計畫であることがやがて判明する。

かくして、日本政府は、最後通牒案についての最初の決定を修正、五月四日夜の閣議において、「第五號」を削除して、他の要求のみを最後通牒として通告することを決定した。⁽²⁰⁾ 日置公使が、この通告を中國政府に行ったのは、五月七日のことである。

(1) 四月一四日、ウィルソンからブライアン宛。 Lansing Papers, II, 416-417.

- (2) 四月一五日、ブライアンからラインシニ宛電報。 Ibid., p. 417.
- (3) 四月一六日、ウィルソンからブライアン宛。 Curry, op. cit., p. 123.
- (4) 四月一六日、日置公使發、加藤外相宛、一九六號(外務省記録、日置公使來電、二)。
- (5) 四月一七日、日置公使發、加藤外相宛、二〇〇號(外務省記録、日置公使來電、二)。
- (6) 四月二三日、日置公使發、加藤外相宛、二一三號(外務省記録、二十一條問題、二)。
- (7) 四月一九日、北京駐在ロシア公使から日置公使はこの情報を入力し、本省に、「支那政府ハ此ノ報ニ接シ非常ニ歡喜シ居レル由ナリ」と報告した(四月一九日、日置公使發加藤外相宛、二〇五號。外務省記録、二十一條問題、二)。
- (8) 四月一七日、日置公使發、加藤外相宛、二〇一號(堀川武夫、前掲書、二四〇—二四一頁)。
- (9) イギリス政府の不滿も次第に明かになる。イギリス政府は最初「第五號」の通告をうけたとき、この中の第五項、すなわち華中から華南にかけての鐵道敷設權の《要望》について異議を唱えた(三月一〇日、グリーン Greene, W. C. 駐日大使から加藤外相宛、覺書、外務省記録)。つづいて三月一七日、グリーン大使は、加藤外相に、袁政府を傷つける要求を強要することのないよう、また日英同盟の趣旨と抵觸するような行動をとることのないよう申入れてきた(三月九日、グレイ外相からグリーン宛、電報。三月

一七日、加藤外相に手交、外務省記録。

(10) たとえば、四月二八日、ホイラー Wheeler 参事官の國務省への報告。U. S. Foreign Relations, 1915, p. 127; LaFargue, op. cit., p. 66.

(11) 堀川武夫、前掲書、二四〇—二四二頁。

(12) 前掲書、二四二—二四七頁。

(13) 前掲書、二五二—二五六頁。

(14) ウィルソンは、四月二七日、「中國政府は、その主權、行政的獨立、領土的保全に重大な侵害をあたえる要求に抵抗をこころみており、わが國はこれを同情の眼で見守っている。この點、中國政府は確信をもつようラインシュに訓令すべし」とブライアンに告げている(四月二七日、ウィルソンからブライアン宛。Lansing Papers, II, 417—418)。

(15) 徳富猪一郎編、公爵山縣有朋傳、下卷、昭・八、九三〇頁。堀川武夫、前掲書、二五八—二六二頁。松本忠雄、前掲書二六七—二七〇頁。

(16) なお、加藤外相の外交運営ぶりに對する、元老たちの日頃の鬱憤がこの會議で、その捌け口を見出したことも、考慮さるべきであろう。松本忠雄、前掲書、二七七—二七八頁。

(17) 松本忠雄、前掲書、二八七頁。元老のひとり、井上馨は會議を缺席するが、會議の前、山縣有朋に電話で、「露英米等の諸國と十分に意思を疏通する」點を充分考慮の上、決定を下すべきであると、その意見をのべている(松本忠

雄、前掲書、二六九—二七〇頁。堀川武夫、前掲書、二六一—二六二頁)。

(18) 五月三日、グレイ發、グリーン大使宛電報。これは四月、グリーン大使から加藤外相に手交される(外務省記録。なお松本忠雄、前掲書、二五七—二五八頁)。

(19) ロンドンの本多(熊太郎)参事官が、タイムズのエディトール Stead, H. W. 外報部次長から入手したものであり、五月四日、井上大使から外務省に入電した。五月四日着、井上駐英大使發、加藤外相宛、二六九號、(外務省記録、二十一條問題、三)。松本忠雄、前掲書、二三二—二三三及び二三四頁。堀川武夫、前掲書、二六四頁。

(20) 第五號の削除は、この夜の閣議に急遽旅行から歸京した大浦(兼武)内相の提案により、決定されたものとされている。この大浦の提案、また他の關係の贊成意見には、以上の國際情勢と元老の態度が反映していたものと見ることが出来るであろう。徳富猪一郎、前掲書、九三一—九三二頁。松本忠雄、前掲書、二七二頁。堀川武夫、前掲書、二六四—二六六頁。LaFargue, op. cit., p. 73.

さて、ウィルソンは四月中旬、宥和政策を放棄し、「實際可能なあらゆる方法を試みて、中國の擁護にあたる」決意をしたが、しかし彼は戰爭を賭してまで事態に介入する用意はなく、アメリカの動員しうる力と國際情勢にかんがみて、「實際可能な」方法として、次のような構想

(47) 「二一條要求」とアメリカの對應

をやがて定着せしめる。それはまず、中國に利害關係をもつ他の列強に呼びかけて、日本の行動を道義的に非難する「共同ステートメント」を發し、この國際的壓力をかりて日本の政策を抑せんとするものであった。次に、この共同行動について同意がえられなかった場合には、アメリカ一國で「單獨ステートメント」の形式をかかりて、日本の要求に抗議するアメリカ政府の基本的立場を明確にし、三月一三日のノートのあたえた印象を打消すとともに、日本の政策決定者に道義的壓力を及ぼそうとするものであった。¹⁾

五月上旬、日本政府の最後通牒行動についての情報が、ウィルスンのもとに伝えられ、情勢の急迫が知られると、彼は即刻手を打つ必要を感じ、各國政府との接觸を開始する。すなわち、ウィルソンは、英佛露各國政府に對し、日華交渉に介入して、共同で日本政府に最後通牒の通告中止を勧告するよう呼びかけたのであった。²⁾ この呼びかけに、各國政府の示した反應は、ウィルソンの期待に反して、冷やかであった。いづれも共同抗議への参加を拒否した。³⁾ けだし、イギリス政府は日英同盟の情誼により、またフランス、ロシアの各政府は、大戰遂行

の至上要請から日本との交友關係を緊密化し、その軍事的・經濟的援助を求むる必要から、アメリカ政府とは異なる立場に立っていた。かくして、ウィルソンの共同干渉計畫は失敗に了つたのである。

ところで、日本の最後通牒についての情報が北京に傳達されたとき、中國政府内部の見解は二つに分裂した。軍部の強硬分子は、敢て抗戦も辭せずとの態度を示すが、しかし大勢は武力衝突回避の意見に傾いた。この場合、國際情勢への分析がその判断に強く作用したと見られる。すなわち、英佛露各國公使は、武力抵抗不可を中國政府に説いており、したがって日本との武力衝突にこれら政府の支持をえられぬことが豫測された。⁴⁾ とくに、イギリス公使は、日本の最後通牒から「第五項」が削除されたことを知ると、中國政府にその受諾を強く勧告していたのである。⁵⁾ その上、武力闘争が發生した場合のアメリカ政府の反應についても、その好意的態度については一抹の疑惑もなかったにしろ、援助の範圍、程度については豫測が困難であった。ラインシユ公使も、この點については慎重な態度を持っていた。⁶⁾

五月九日、中國政府は、最後通牒受諾を日置公使に通

告し、ここに、さしも離航した日華交渉は遂に妥結を見るにいたった。こえて五月二五日、兩國代表は、正式に、この問題にかんする條約並びに交換公文の調印を完了したのである。

さて、交渉妥結の報は、ブライアンとウィルソンに、多分に異なる反應をひきおこした。すでに見たように、日華兩國が互讓の精神で交渉を平和的に解決することを強く期待していたブライアンは、最後通牒のもたらした危機に際して、ウィルソンの國際干渉への企圖とは別に、大隈首相と袁大總統の兩國首腦に、メッセージを送り、武力衝突の回避と交渉の平和的解決を訴えるという努力を試みていた。したがって、日本政府が「第五號」の要求を撤回し、交渉が平和的解決を見たことに、ブライアンは満足⁽⁹⁾の意を示した。

しかしながら、ウィルソンの態度はこれとは別であった。「二一條要求」の提出及びその後の交渉の経過を通じて、ウィルソンの心理に根をおろした、日本の中國政策への不信の念は深かった。近い將來、日本政府があらためて、「第五號」、もしくは一層強硬な要求を主張する點についての懸念も大きかった。したがって、ウィルス

ンは、交渉妥結にもかかわらず、この際、アメリカ政府は、その基本的立場を闡明にし、三月一三日のノート⁽¹⁰⁾のあたえた印象を打消し、日本の大陸における今後の膨脹活動に對し、アメリカ政府のとるべき態度について、誤りない情報を日本政府にあたえておくことが必要であると判断したのである。そこでウィルソンは、ランシングの作成したノート——元來、英佛露三國政府に「共同勸告」を提案するにあたり、拒否された場合にそなえて、アメリカ單獨で發すべきステートメントとして用意されていた——をとり上げ、日本政府にこれを送ることを決意した。五月一日、國務省からガスリー大使に送られたノートは、次のような内容をもった。

「アメリカ政府は、日華兩國政府間にすでに締結された、あるいは今後締結されるいかなる協定または了解であっても、それが中國におけるアメリカ國家またはその國民の條約上の權利を侵害するものであったり、中華民國の政治的または領土的保全を毀損するものであったり、さらに通常門戸開放主義として知られる中國にかんする國際政策に違反するものであるときは、アメリカ政府はこれを承認しえないことを、日本政府

に通告することを光榮とする。⁽¹²⁾」

これは、三月一三日のノートとは、その基本的性格を異にするものであった。以前のノートが、日本の南満洲、東部内蒙古に對してもつ「特殊權益」の承認を含み、「居中調停案」の提示としての意義をおびていたのに對し、これは、權利の留保の通告、あるいは「抗議」、「警告」としての意義をもっていた。そればかりではなく、すであたえた日本の「特殊權益」の承認の撤回をも表明したものと解釋することを可能にしていたのである。このようにして、ウィルソンは、アメリカの極東政策が宥和の方針から離脱したことを、對外的に表明したのである。

- (1) 四月二七日、ウィルソンからブライアン宛。 Lansing Papers, II, 417—418.
- (2) 五月六日、ブライアン發、ページ Page, W. H., 駐英大使宛、電報。 Ibid., p. 423.
- (3) イギリス政府は、五月七日、「英國政府の見る所によれば、時局は平和に落着の見込がある。殊に英國政府として、閣議の決定に基いて、同盟國として、既に日本に對して所見を開陳してある。従つて英國政府に於ては、此際更に別の手段をとるの必要を認めない」と對米回答をしてい

る。ロシア、フランス政府も同様、アメリカの申出を拒否した、松本忠雄、前掲書、二三四—二三五頁。ロシア政府の反對に Grissold, op. cit., p. 194.

- (4) Reinsch, op. cit., pp. 144—145.
- (5) 五月一〇日、グレイ外相發、グリーン大使宛電報。五月一二日、大使より外務省に手交（外務省記録）。
- (6) Reinsch, op. cit., p. 144.
- (7) 外務省編、日本外交年表、四〇四—四一六頁。
- (8) ブライアンは、四月一四日、珍田大使と會見、兵器購入問題の解決について斡旋申入れをしていることもブライアンの考え方を示して興味深い（外務省記録。伊藤正徳編、加藤高明、下、昭・四、一九五頁）。
- (9) 五月六日、ブライアン發、ホイラー參事官宛電報。同日、同日、ブライアン發、ラインシュ宛電報。 Lansing Papers, II, 422—423. 松本、前掲書、二三四—二三五頁。
- (10) 五月八日、珍田大使と會見したブライアンは、「日本國政府ノ讓歩特ニ希望條項ノ撤回ハ自然米國政府ノ希望ヲモ斟酌セラレタルモノト思考ス其段ハ自分ノ多トスル所ナリ」とのべている。五月九日着、珍田大使發、加藤外相宛、一五二號（外務省記録）。また同日、ウィルソン宛にブライアンは、「萬事落着し、まったく安堵した」旨、書き送っている。五月八日、ブライアンからウィルソン宛。 Lansing Papers, II, 424.
- (11) 五月七日、ランシングからブライアン宛。 Ibid.
- (12) 五月一日、ブライアン發、ガスリー大使宛電報。 U.

S. Foreign Relations, 1915, p. 146.

(13) ランシングは、この文書の作成に際して、これは日本の最後通牒に中國政府が屈服するのを防ぐ目的には役立たないかも知れないが、「アメリカの利害にかかわる権利の留保」として役立ち、やがて將來、事態が改善された際、今日中國に強要された協定があらためてとり上げられ、再審議の対象になりうることを示すものとして意味がある、と述べている。Lansing Papers, II, 424.

四

以上によって、アメリカの極東政策が、四月中旬を轉機に、對日宥和から強硬へと轉換し、この過程においてウィルソンが決定的な役割を演じたこと、また二つの對日ノートは、それぞれ宥和と強硬の政策を表現し、基本的性格を異にするものであることについて分析した。このように、「二一條要求」をめぐって、アメリカの政策は動搖するが、このような振幅をもった動搖は、この場合にかぎらず、この國の戦前の對日政策一般について見ら

れる現象であるということができよう。

ところで、アメリカの行動進路について異った情報もたらした二つの對日ノートは、日本政府をして判断の混亂に導く。一九一七年、石井（菊次郎）特使がアメリカに派遣された背景には、第一のノートの表示したラインを公式なものとして、アメリカ政府をして再確認せしめんとする日本政府の意圖がひそんでいたと見ることができようし、石井・ランシング協定の成立は、その點、ある程度の成功をおさめたということができよう。第一次大戦の終結とともに、アメリカ極東政策の振子はふたたび強硬の方向に傾き、やがて滿洲における日本の帝國主義的侵略の開始を見るや、ステイムスン・ドクトリンの聲明となることは、人のよく知るところである。ステイムスン・ドクトリンは、いうまでもなく、一九一五年の第二の對日ノートを原型として形成されたものであり、ウィルソン・ラインの發展に他ならない。

(一橋大學助教)